

産地活性化総合対策事業実施要領の制定について

22 生産第 10890 号
平成 23 年 4 月 1 日
生産局長通知

| | | |
|------|------------------|---------------|
| 改正 | 平成 23 年 9 月 1 日 | 23 生産第 4304 号 |
| 改正 | 平成 24 年 4 月 6 日 | 23 生産第 6155 号 |
| 改正 | 平成 25 年 5 月 16 日 | 25 生産第 169 号 |
| 改正 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 25 生産第 3436 号 |
| 改正 | 平成 27 年 4 月 9 日 | 26 生産第 3337 号 |
| 改正 | 平成 27 年 9 月 30 日 | 27 生産第 1842 号 |
| 改正 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 27 生産第 2904 号 |
| 改正 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 27 政統第 945 号 |
| 改正 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 28 生産第 2197 号 |
| 改正 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 28 政統第 1967 号 |
| 最終改正 | 平成 30 年 3 月 27 日 | 29 生産第 2300 号 |
| 最終改正 | 平成 30 年 3 月 27 日 | 29 政統第 1959 号 |

産地活性化総合対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10890 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

産地活性化総合対策事業実施要領

第1 事業の内容等

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け生産第10888号農林水産事務次官依命通知。）別表の事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 1 国産花きイノベーション推進事業
Iに定めるとおりとする。
- 2 養蜂等振興強化推進事業
IIに定めるとおりとする。
- 3 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
IIIに定めるとおりとする。
- 4 生産体制・技術確立支援事業
IVに定めるとおりとする。
- 5 農作業安全総合対策推進事業
Vに定めるとおりとする。
- 6 地鶏等生産振興推進事業
VIに定めるとおりとする。
- 7 戦略作物生産拡大支援事業
VIIに定めるとおりとする。
- 8 地域コンソーシアム支援事業
VIIIに定めるとおりとする。